# 東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者

# 募集要項

令和８年４月

広　　島　　県

## Ⅰ　事業予定者募集の趣旨

東広島市河内町入野に所在する県有地（以下「大仙地区県有地」という。）は、広島県の中央部、広島空港や山陽自動車道河内インターチェンジ、国道２号線などからごく近い距離に位置する約232ha というまとまった面積を有する土地であり、広島県の発展に寄与し得る高いポテンシャルを有しています。

広島県としては、かねてより大仙地区県有地は県勢発展の貴重な種地と考えており、用地取得当時の開発計画において想定されていた、工業機能、物流機能、研究開発機能、商業・業務機能、福祉・医療関連機能、レクリエーション機能の導入について、民間事業者の多様なノウハウによる利活用を通じて、県全体の地域活性化が推進されることを目指して、大仙地区県有地の利活用に係る事業予定者を募集するものです。

## Ⅱ　募集の基本事項

### １　目的

「事業予定者募集」は、上記Ⅰに係る具体的な事業提案を募集し、事業を実施する事業予定者を選定するものです。

### ２　名称、主催者及び事務局

⑴　**名　称**　東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者募集

⑵　**主催者**　広島県（以下「県」という。）

⑶　**事務局**　広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当
（広島県庁南館２階）
所在地　〒730-8511　広島市中区基町 10 番 52 号
電　話　（082）513-2614（ダイヤルイン）
メールアドレス　chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp
ホームページ　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/

## ３　公募対象地の概要

### ⑴　公募対象地の位置

公募対象地は、広島県のほぼ中央部、東広島市河内町入野地区の南端部にある面積約232ha の「大仙地区県有地」です。公募対象地内の地点により異なりますが、概ね、広島空港の南西約２～３km、山陽自動車道河内インターチェンジから約 0.５km、国道２号線から国道 432 号線を経由して約５km程度の場所に位置しています。

※電子国土 WEB（国土地理院）を加工して作成

### ⑵　公募対象地の範囲

別添「物件説明書」を参照してください。

### ⑶　所在地・面積

別添「物件説明書」を参照してください。

### ⑷　法規制等

別添「物件説明書」を参照してください。

### ⑸　公募対象地の敷地条件等

別添「物件説明書」を参照してください。

## 4　提案条件

### ⑴　事業手法

本件公募への応募者（以下「応募者」という。また、Ⅱ６及びⅢ３により提案募集参加資格を認められかつⅢ６により提案書を提出した応募者をさして、以下「提案者」といい、更に、選定委員会において選定された事業提案を行った提案者をさして、以下「事業予定者」という。※）は、公募対象地の全部又は一部を県から購入し（以下、公募対象地の全部又は一部であって提案の対象地として特定される土地を「提案対象地」という。）自ら資金調達を行い、大仙地区の地域特性を踏まえた、大仙地区を含めた周辺広域の地域活性化につながる土地利活用を行う事業を提案するものとします。

※　本募集要項における「応募者」、「提案者」、「事業予定者」、「事業実施者」等の用語は、応募から選定、契約締結、事業履行の各段階における主体の区分を示すものであり、実際の事業推進においてはこれらの主体が時系列的または手続き上の理由から重複・兼務または相互に入れ替わる場合があります。

したがって、本募集要項に記載された各主体の名称や役割に関わらず、当該主体が実際に行う行為および履行責任は、当該行為の時点での実質的な主体（応募段階の代表者、選定後の事業予定者、契約発効後の事業実施者等）に帰属し、これにより法的拘束力を負うものとします。

応募者および関係者は、本注意事項を十分に理解のうえ、関係主体間の権限委譲や役割分担を適切に整理し、責任の所在を明確にした上で本事業に参加してください。

ここで、公募対象地の一部を提案対象地とする場合は、次の条件を満たす必要があります。なお公募対象地の一部を提案対象地とする場合、公募対象地中の提案対象地の割合の多寡により下記Ⅳ４に示すとおり評点は影響を受けますが、当該割合により提案が失格となることはありません。

①　原則として、提案対象地は、別添「物件説明書」に表示する一筆の土地を単位として、これらの個々の土地のいずれかを選択することによりその範囲を画定します。

②　上記①にかかわらず、一筆の地積が 100,000 ㎡を超えるものについては、一筆の土地を分割して提案対象地とすることができることとします。この場合、提案者は当該筆における具体的な提案対象範囲及びその概測面積を、下記Ⅲ６⑷イ②で提出する資料において示すこととします。

③　上記①にかかわらず、下記⑷において「地区Ａ」とされる地区に存する土地のうち

東広島市河内町入野字法連峠 11288 番３（下記④において「甲地」という。）及び同11294 番（下記④において「乙地」という。）並びに東広島市河内町入野字東山 12138番 16（下記④において「丙地」という。）を除く部分（おおむね国道 432 号線、広島県道広島空港線、広島県道東広島本郷忠海線、東広島市道牧場枌谷線、東広島市道河隅大曲線で囲われる区域内に存する一団の県有地であり、その地積は 451,485.89 ㎡）は、これら一団の土地を一つの提案対象単位とします。この部分を分割して提案対象地とすることはできません。

④　上記①にかかわらず、甲地を提案対象地とする場合は、乙地及び丙地も提案対象地にあわせて含まなければなりません。ただし、甲地の一部を提案対象地とし、かつ、当該提案対象地部分が乙地と接しない場合は、乙地を提案対象地に含むことは要しません。また甲地の一部を提案対象地とし、かつ、当該甲地の提案対象地部分が国道４３２号線、甲地と丙地の間に存する道路及び東広島市道牧場枌谷線に連続して接する形状でない場合は、丙地を提案対象地に含むことは要しません。

### ⑵　用途に関する条件

提案に当たっては、必ず次の用途条件を遵守してください。これを満たさない場合、提案は無効とします。提案者の行う事業に関して提案者以外の第三者が提案対象地を利活用する場合も同様とします。

#### ア　公序良俗に反する使用の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に供するための利用はできません。

#### イ　風俗営業等の使用の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業等（第 13 項第４号に掲げるものを除く。）の用途に供するための利用はできません。

### ⑶　配慮すべき事項

提案対象地の利活用提案においては、次の内容に配慮してください。

#### ア　環境への配慮

①　提案対象地の利活用に当たっては、その事業内容に応じ、太陽光など再生可能エネルギーや最先端の省エネ技術等の導入、面的なエネルギーの効率的な利用等により、環境負荷を低減させ、地球温暖化防止に寄与するよう配慮した計画とすることが、望ましいものとします。

②　提案対象地を大規模に開発整備等する場合は、大気水質汚染・騒音・振動や事業に起因する災害の防止など、地域住民・事業者（以下「地域住民等」という。）の生活・事業環境の保全に配慮した計画としてください。

#### イ　周辺地域住民等への配慮

事業の実施に際し、本県及び地元自治体（東広島市、三原市及び竹原市）と協議の上、周辺地域住民等へ十分な説明その他必要な配慮を行ってください。

### ⑷　土地の参考価格

ア　次表の参考価格は、公募対象地の現況を前提として評価を行った結果を基礎としています。

イ　この公募は、物件説明書に記載した内容での現状有姿の価格（リスク込みの価格）で実施するものであり、提案者は、参考価格を最低価格として、提案対象地に係る希望価格（１㎡当たりの単価）を提案してください。次表の参考価格を下回る金額による提案は無効とします。

ウ　希望価格は、提案対象地のうち地区Ａに対するもの及び地区Ｂに対するものをそれぞれ提案してください（提案対象地がＡ地区又はＢ地区の一方にのみ存するときは、提案対象地が存しない地区の希望価格を示す必要はありません）。希望価格は、対応する地区に存するすべての提案対象地に対する一の提案価格となります。一の地区内に存する提案対象地をさらに区分して、複数の希望価格を提案することはできません。

エ　本募集における公簿対象地に係る面積は登記簿上の表示面積（以下「地積」という。）であり、提案における提案対象地の面積及びこれに対する提案価格も地積によることとします。ただし、上記⑴②により一筆の一部の土地を提案対象地とするときは、当該筆の提案対象地に限り、同項により提出される資料に記載される概測面積によることとします。

| 地区 | 対象となる土地 | 参考価格 | 地積（地区の計） |
|---|---|---|---|
| 地区<br>Ａ | 別添「物件説明書」（物件一覧）中の地区欄に「Ａ」と表示される筆のすべて | 620 円/㎡<br>(429,583,051 円) | 692,875.89 ㎡ |
| 地区<br>Ｂ | 別添「物件説明書」（物件一覧）中の地区欄に「Ｂ」と表示される筆のすべて | 340 円/㎡<br>(553,813,868 円) | 1,628,864.32 ㎡ |

※　参考価格の下段（　）書きは、参考価格に地積を乗じたものです（なお円未満の端数については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第２条第１項による端数計算を行っている）。

## ５　提案上の留意点

### ⑴　物件説明書の位置づけ

物件説明書は、本件公募の選定結果に基づいて県と事業予定者が締結する、土地売買契約の前提であり、かつこの契約の一部を構成するものとして、事業実施者（土地売買契約発効後の事業予定者をさして、以下「事業実施者」という。）は記載事項を遵守すべき契約上の義務を負うものとします。

### ⑵　大規模太陽光発電事業に係る条件の遵守

物件説明書に記載のとおり、公募対象地のうち東広島市河内町入野字法連峠 11288 番 63 及び 64（現在の登記簿上の地番である。賃貸借契約書上の地番は東広島市河内町入野 1288 番地１及び２であるが、契約後に賃貸地部分を分筆し、その後、山地番解消のため、広島法務局の職権により地番変更が行われた。）の 35,119.06 ㎡の部分（本項において「本件用地」という。また前記面積は賃貸借契約書記載面積であり、地積は 35,119 ㎡である。）は、県が、大規模太陽光発電施設の用地として、事業者（以下「太陽光発電事業者」という。）との間で県有財産賃貸借契約を締結して賃貸しているほか、周辺地においてアクセス道の確保、電柱敷地の貸付等が行われている。本件用地には現在、大規模太陽光発電施設が設置・運用されており、当該太陽光発電事業者においては、今回の提案事業開始後においても、当該大規模太陽光発電事業を継続する予定です。

このことを踏まえ、県は、提案書提出をもって、提案者が事業予定者に選定されたとき

は、事業実施者として次の条件を履行することを承諾したものとみなします。

なお、県が提案対象地について事業予定者と締結する土地売買契約には、本条件が履行されない場合は、県が土地売買契約解除権の留保並びに事業実施者から違約金を徴求すること及び事業実施者の本条件不履行によって当該太陽光発電事業者に生じた損害について県に当該太陽光発電事業者に対する損害賠償債務が生じた場合にこれを事業実施者に求償する特約を盛り込むこととするとともに、土地売買契約締結前において以上の条件が遵守されない（遵守されないことが明らかであると県が判断したときを含む。）ことが判明したときは、提案者ないし事業予定者を失格とすることができるものとします。

（条件）提案者は、提案対象地に本件太陽光発電事業のために利用される土地が含まれる場合、事業実施者となったときは、これら土地に係る上記契約等に基づく賃貸人等の地位を、土地所有権移転時に県から引き継ぐ（この地位の承継は、事業実施者と太陽光発電事業者とが新たに賃貸借契約を締結することによって行うものとする。）とともに、提案対象地の所有権が当該提案者に移転した後も、当該太陽光発電事業者が現在実施する大規模太陽光発電事業が、県と当該太陽光発電事業者の間で締結した上記賃貸借契約等で予定される期間中、これらの契約等と同等の条件で継続して実施できるようにし、そのために必要な措置を講じること。ただし、事業実施者が当該太陽光発電事業者等との合意により、上記の内容と異なる対応をとる場合は、この限りでない。

### ⑶　その他の条件の遵守

物件説明書記載の諸条件を遵守してください。

## ６　応募者の参加資格等

### ⑴　応募者の構成等

ア　応募者の構成は、単一の法人、又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとします。

イ　事業者グループの代表法人、又は構成員は、他の事業者グループの代表法人、又は構成員として参加することはできません。

ウ　提案書提出以降、事業予定者決定までの間、事業者グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めません。

エ　１応募者につき提案は１つとし、提案書の中で複数の提案を提出することはできません。

### ⑵　参加資格

応募者は、本募集の趣旨に沿った事業計画案を有し、次の要件のいずれにも該当する法人とします。応募者が事業者グループの場合は、全ての構成員が次の要件のいずれにも該当する必要があります。

ア　関係機関や公募対象地の地域住民等との協議・調整その他事業予定者としての責任及びリスクを認識して、本事業を実施する意思を持つ者であること。

イ　本事業を実施するために必要な資力、経営力、信用力、開発力及び法的資格を有する者であること。

ウ　次の①から⑧に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当する者

②　県の「建設業者等指名除外要綱」若しくは県の「物品調達及び委託・役務業務の競

争入札等に係る指名除外要綱」に基づく指名除外の措置を受けている者

③　県の「建設工事執行規則」第６条の資格の認定を受けている者（以下「県有資格者」という。）以外の者で、建設業者等指名除外要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当し、当該者が県有資格者であれば現に同等の指名除外の措置を受けていると認められる者

④　法令に基づく営業停止処分を受けている者

⑤　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）

⑥　不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

⑦　次の税のいずれかについて、滞納がある者。

（ア）法人税又は消費税（地方消費税を含む）

（イ）法人住所地（会社法第４条等による住所地）の都道府県税

（ウ）法人住所地は広島県にないが広島県に納税義務がある者について広島県税

⑧　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同上第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第３項の規定による公表が現に行われている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

#### ⑶　参加資格の基準日

「東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業予定者募集参加資格確認申請書」（様式集様式２。以下「参加資格確認申請書」という。）の受付日とします。

### 7　提案内容の取扱

#### ⑴　著作権

提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属します。ただし、本件に係る公表資料作成等において、県は、提案書の内容を無償で使用できることとします。

#### ⑵　審査結果の公表

ア　審査結果については、提案者（事業者グループの場合は代表法人）全員に文書で通知するとともに、事業予定者及び次点の者の提案者名、事業者名（法人名）、得点及び提案概要書を公表します。

イ　事業予定者及び次点の者以外の提案者については、提案者名及び提案概要書を公表するとともに、事業者名（法人名）の公表に関する意向を確認した上で、その事業者名（法人名）を公表します。

ウ　選定委員会の審査内容及び審査結果に関する問い合わせ並びに異議等については、一切応じられません。

## Ⅲ　募集の方法等

### 1　募集のスケジュール

| 内　容 | 日　程 |
|---|---|
| 募集要項の公表・配布 | 令和８年４月 30 日（木）～令和８年５月 29 日（金） |

| | |
|---|---|
| 参加資格確認申請書受付 | 令和８年４月 30 日（木）～令和８年６月 12 日（金） |
| 質問の受付 | 令和８年４月 30 日（木）～令和８年６月 12 日（金） |
| 質問への回答 | 令和８年６月下旬（予定） |
| 提案書受付 | 令和８年９月１日（火）～令和８年９月 11 日（金） |
| 選定委員会による審査 | 令和８年９月中旬～10 月上旬（予定） |
| 審査結果の通知及び公表 | 令和８年 10 月上旬（予定） |
| 事業予定者の決定 | 令和８年 10 月中旬（予定） |

## ２　募集要項の配布

### (1)　配布場所

募集要項は、県のホームページで配布します。

広島県ホームページ（市町行財政課）

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/

### (2)　配布期間

令和８年４月 30 日（木）15 時 00 分から令和８年５月 29 日（金）17 時までの間配布します。

## ３　参加資格の確認

本募集への参加を希望する者は、本募集要項様式集の参加資格確認申請書（様式集様式２）及び必要な添付書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出し、事業予定者募集参加資格の確認を受けてください。

参加資格確認の結果、適合するとされた事業者が、本募集に参加することができます。

なお、ＳＰＣ（特定目的会社）※への地位の移転及び譲渡の可能性のある場合には、参加資格確認申請書等に、ＳＰＣを設立して開発事業を行うことを記載してください。

※　ＳＰＣ（特定目的会社）とは、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいいます。

### (1)　提出先

Ⅱ２(3)の事務局

### (2)　提出期限

令和８年６月 12 日（金）17 時まで（必着）

### (3)　提出書類（提出部数　正本１部、副本（コピーで可）１部）

| | 図書名 | 説明 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 参加資格確認申請書 | | 様式集様式２ |
| 2 | 構成員調書 | ・複数の事業者によって構成される事業者グループによる応募の場合、提出してください。 | 様式集様式４ |
| 3 | 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | ・参加資格確認申請書の受付日を基準日とし、３か月以内に発行されたものを添付してください。<br>・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 | 原本 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | 印鑑証明書 | ・参加資格確認申請書の受付日を基準日とし、３か月以内に発行されたものを添付してください。<br>・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 | 原本 |
| 5 | 法人概要書 | ・様式は自由です。法人概要・事業実績等が分かるものを提出してください。（パンフレット等でも可）<br>・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 | |
| 6 | 財務関係書類 | ・直近３か年の決算書<br>（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書等）<br>・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 | |
| 7 | 納税証明書 | ・参加資格確認申請書の受付日を基準日とし、３か月以内に発行された、以下の滞納がないことの証明書を提出してください。<br>・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。<br>⑴法人税、消費税及び地方消費税<br>納税証明書「その３」又は「その３の３」<br>⑵法人住所地の都道府県税<br>全税目について未納がないことの証明書※<br>⑶広島県税<br>全税目について未納がないことの証明書。ただし法人住所地が広島県にある場合は、上記⑵において広島県税にかかる同証明書が提出されるため、⑶の証明書を改めて提出する必要はない。<br>なお、広島県に納付すべき税がない場合は、申立書（様式集様式５）を提出してください。 | 原本 |
| 8 | 誓約書 | ・暴力団等に該当しない旨の誓約書<br>・（別添）役員名簿 | 様式集様式６ |

※　法人住所地所在都道府県が全税目について未納がないことの証明書を発行しない場合は、法人都道府県民税、法人事業税及び特別法人事業税並びに自動車税種別割について、この公募公告の日に法定納期限が経過している直近５年度分の各税目の未納の税額を記載する証明書（当該団体が発行する各税目の未納の税額を記載する証明書の証明対象期間がこれより短いときは、当該団体が証明を発行する最大の期間分）を提出してください。なお、東京都区部における都税としての固定資産税及び都市計画税に関する証明は不要です。

### ⑷　提出方法

持参又は郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便によるもののほか、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものによるものを含み、民間宅配事業者のいわゆる「メール便」は含まないものとします。以下同じ。）としてください。郵送等の場合はⅢ３⑵の期限までに必着とします。

### ⑸　提案募集参加資格の確認結果の通知

令和８年７月３日（金）までに、申請のあった全ての応募者に対し、東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業予定者募集参加資格確認結果通知書（様式集様式７）により、確認結果を通知します。

## ４　現地見学等

### ⑴　現地見学

**申込方法**

公募対象地のうち東広島市河内町入野字法連峠 11288 番地 1、11288 番地 2、11288 番地 4 等の領域で、東広島市道牧場枌谷線との境界に設けられた門扉により通常の立入ができない部分について現地見学を希望される場合は、「現地見学参加申込書」（様式集様式１）に必要事項を記載の上、令和８年７月 17 日（金）までに、電子メールにより事務局へその旨を申し込んでください。参加人数は１事業者５名以内とさせていただきます。なおこの場合、現在大規模太陽光発電事業（Ⅱ５⑵の大規模太陽光発電事業をいう。）に係るソーラーパネルが設置されている東広島市河内町入野字法連峠 11288 番地 63 及び同 64 に立ち入ることはできないことをご了承ください。

### ⑵　現地調査

**ア　申込方法**

公募対象地について、地質調査等の現地調査を希望される場合は、「現地調査申請書」（様式集様式 18）に必要事項を記載の上、令和８年７月 17 日（金）までに、電子メールにより事務局へその旨を申し込んでください。なお、調査の許可については、提案募集参加資格確認の結果、入札参加資格を認められた事業者のみに許可します。

**イ　主な条件**

①　現地調査は、アの許可を受けた事業者の費用負担により行うものとし、当該事業者の責任において原状回復を実施すること。

②　事業者の責任において安全管理を徹底するとともに、調査時に敷地内で事故及び紛争、第三者からの苦情等が発生した場合においては、すべて事業者の責任において処理すること。

## ５　質問の受付及び回答

本募集要項に関する質問については、次により受け付けます。

### ⑴　受付期間

令和８年４月 30 日（木）から令和８年６月 12 日（金）17 時まで（必着）

### ⑵　提出方法

募集要項に関する「東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業予定者募集要項等に関する質問書」（様式集様式３）を県のホームページよりダウンロードし、必要な事項を記載の上、電子メールにより事務局へ提出してください。

### ⑶　質問への回答

質問に対する回答は、令和８年６月下旬（予定）までに、参加資格を確認した応募者（事業者グループの場合は代表法人）全員に対し、電子メールにより送付します。

なお、質問に対する回答をもって本募集要項の追加又は修正とします。

## ６　提案書の提出

### ⑴　提出先

Ⅱ２(3)の事務局

## ⑵　受付期間

令和８年９月１日（火）から令和８年９月11日（金）17時まで（必着）

## ⑶　提出方法

持参又は郵送等としてください。ただし、郵送等による場合は、上記⑵の期限までに必着とします。

## ⑷　提案書類の様式等

「東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業提案書」（様式集様式８）１部と、次の提案書類20部（正本１部、副本19部）を提出してください。これらの提案書類は返却しません。

また、審査の公平を期するため、次のことを遵守してください。

・　提案書類（注：様式８以外のもの）のうち副本19部については、会社名、住所、ロゴマークその他提案者を特定できる表記をし、又は表示を付してはいけません。

・　すべての提案書類において、提案者名は「当社」と表記してください。提案者が会社以外の法人であっても同様とします。

### ア　提案書類の構成

提案書類は下表に示す構成としてください。番号及び項目は、次のとおりとします。

| 番号 | 項　　　目 |
|---|---|
| ① | 提案概要書（公表用） |
| ② | 提案対象地の範囲を特定する資料 |
| ③ | 事業計画書 |
| ④ | 概算事業費等調書 |
| ⑤ | 資金計画書 |
| ⑥ | 管理運営計画書 |
| ⑦ | 類似事業実績 |
| ⑧ | ＳＰＣの設立及び運用に関する概要書 |
| ⑨ | 買取希望価格提案書 |

### イ　提案書類の内容等

**①　提案概要書**（Ａ３判・３枚以内）

「提案概要書の様式」（様式集様式９）に従い、Ａ３判・３枚以内にまとめてください。なお、この提案概要書は、審査結果の通知に併せて公表します。

**②　提案対象地の範囲を特定する資料**（Ａ３判・必要枚数）

○　提案対象地が公募対象地の全部である場合は、その旨記載してください。

○　提案対象地が公募対象地の一部である場合は、次の資料を提出してください。この資料については、Ａ３判縦で作成するものとします。

・別添「物件説明書」の物件一覧エクセルファイルの公募対象地の各土地のデータのうち、提案対象地たる土地の行のＧ列のセルに「○」を入力したもの。なお、一筆の土地の一部を提案対象地とする場合は、Ｇ列に記載すべき「○」のかわりに「●」を入力することとし、あわせて、当該筆に係る提案対象地の面積を、エクセルデータ当該行のＨ列に数値で上書き入力する。Ｈ列への上書き入力は、一筆の土地の一部を提案対象地とするもの以外の行には必要ない。また提案対象地でない土地の行については、Ｇ列は空白のままとすること。

（注１）その他の作成要領については、当該ファイルに記載される注意事項を参照してください。

（注２）この資料は、上記の要領により資料として印刷添付することに加え、このデータファイルに「提案対象地データ」のファイル名を付して、下記ウ④により提出する CD 又は DVD-ROM において提出するデータに加えて提出してください。提出するファイルはエクセルの形式であることを要します（資料印刷イメージの PDF 類ではありません）。

・提案対象地を特定明示する地図

・一筆の土地の一部を提案対象地とする場合は、当該筆について、筆の全体及び提案対象地の範囲並びに概測面積を示す図面

### ③　事業計画書

本項の書類の作成様式は、（ク）事業スケジュールに掲げるものを除き、上記①「提案概要書」の様式（様式集様式９）の形式に倣うものとします。

（ア）事業コンセプト（Ａ３判・２枚以内）

提案対象地の範囲、実施する事業の具体的な内容（概要）及び事業効果並びに当該事業を通じてどのように地域活性化につなげるのかについて、Ｉ事業予定者募集の趣旨や県が推進する施策の方向性も踏まえて、概要図等を併用しながら、これらが概観できるよう、その内容を記載してください。

【参考】安心・誇り・挑戦　ひろしまビジョン：URL
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimavision/index.html

（イ）提案対象地の範囲及び提案の具体計画（Ａ３判・必要枚数）

提案対象地の範囲及び利活用計画の具体的内容について、次の資料により説明してください。

| | |
|---|---|
| 土地利用計画図 | 提案対象地の土地の利用計画を具体的に示す図面。<br>例えば提案対象地を開発する場合であれば、開発する土地の造成計画（造成後においてどのように土地が区画整備されるかの計画及び各区画の用途目的、設置を予定する各種施設設備、公共施設（道路・公園等）等の全体について、具体的な計画内容を記載した平面図）。<br>なお土地の用途区分の別に応じて色分けするなど、見やすさにも配慮したものとする。 |
| 施設設備設置計画図 | 提案対象地に施設設備を設置する場合における、設置計画する各施設設備の内容（目的、規模等）を記載した図面。大規模な施設については、建築パースを付することが望ましい。 |

※　施設設備設置計画図は、該当がない場合は提出不要。

（ウ）事業の効果（経済効果）（Ａ３判・必要枚数）

提案事業により期待される、雇用創出人数、雇用者給与総額、集客人数、消費額などの経済効果及び周辺地域や広島県全体への経済波及効果（Ⅳ４⑴評価基準・評点の事業の効果に関する評価基準①②を考慮すること）を数値とその根拠を含め、具体的に記載してください。

（エ）事業の効果（地域貢献）（Ａ３判・必要枚数）

東広島市及び周辺市の行政施策と連携が取れ、相乗効果が期待できる事業内容や、周辺の施設を生かした事業内容（Ⅳ４⑴評価基準・評点の事業の効果に関する評価基準③④を考慮すること）を具体的に記載してください。

（参考）

第五次東広島市総合計画後期基本計画：

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/1_1/soukei/42465.html

三原市長期総合計画：

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/6/163803.html

第６次竹原市総合計画：

https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/gyomuannai/14/1/2389.html

（オ）環境への配慮（Ａ３判・必要枚数）

大気水質汚染、騒音、振動、渋滞、臭気、風評及び防災など地域住民等の生活・事業環境の保全にどのように配慮するか、また,この配慮のため行う具体的な対応に関する計画を記載してください。

環境負荷の低減及びユニバーサルデザインへの配慮した事項を記載してください。

（カ）実施体制（Ａ３判・２枚以内）

実施体制について、関連事業者との協力関係や、グループの場合は構成員の役割分担など、事業実施に当たっての組織体制について具体的に記載してください。

（キ）事業リスク対応（Ａ３判・２枚以内）

事業の実施に関し、発生する可能性のあるリスクを挙げて、その回避方法、負担の考え方などを記載してください。

（ク）事業スケジュール（Ａ３判・必要枚数）

事業スケジュールについて、様式集様式 10 を基本に作成してください。

④　**概算事業費等調書**（Ａ３判・１枚）

「概算事業費等の参考様式」（様式集様式 11）を基本に記載してください。また、事業費等の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含めてください。

なお、提示する様式の項目の記載は例示であり、提案事業の内容に沿って、その提案事業の概算事業費の内容が容易に県に理解できるよう、項目の内容は提案者が自ら整理してください。

⑤　**資金計画書**

次の内容について、それぞれの様式を参考に記載してください。なお、様式集様式 12 を左側、様式 13 を右側に配置し、Ａ３判１枚にまとめてください。

なお、提示する様式の項目の記載は例示であり、提案事業の内容に沿って、その提案事業の概算事業費の内容が容易に県に理解できるよう、項目の内容は提案者が自ら整理してください。

（ア）開業前資金計画

「開業前資金計画の参考様式」（様式集様式 12）を基本に記載してください。

（イ）開業前資金調達方法

「開業前資金調達の参考様式」（様式集様式 13）を基本に記載してください。

（ウ）資金調達の見通し（Ａ３判・１枚）

銀行等の金融機関からの借入（融資）を受ける場合の概要などについて記載してください。

（エ）年度別事業収支計画（Ａ３判・１枚）

「年度別事業収支計画の参考様式」（様式集様式 14）を基本に記載してください。

⑥　**管理運営計画書**（Ａ３判・１枚）

事業の運営方針、運営方法及び運営組織の形態など、運営・管理に関する具体的な計画内容を記載してください。様式は任意とします。

⑦　**類似事業実績**（Ａ３判・１枚）

提案する事業計画案と手法、規模、施設構成などが類似する事業実績について、その事業概要と当該事業における提案者の関わり等を記載してください。様式は任意とします。

⑧　**ＳＰＣ（特定目的会社）の設立及び運用に関する概要書**（Ａ３判・１枚）

ＳＰＣへの地位の移転及び譲渡を予定している場合、ＳＰＣの予定スキーム図、スキームの組成予定時期、資産流動化計画の概要、申込者のＳＰＣを活用した実績を簡潔に取りまとめて記載してください。様式は任意とします。該当しない場合は、提出不要です。

⑨　**買取希望価格提案書**（Ａ４判・１枚）

「買取希望価格提案書」（様式集様式 15）に買取希望価格（㎡当たり単価）を記載して提出してください。

買取希望価格は、地区Ａ及び地区Ｂの２地区について各別に提案するものとします。ただし、地区の一方に提案対象地がない場合は、提案対象地の存する地区についてのみ提案してください。

**ウ　作成要領**

提案書類は、次に示す要領に従って作成してください。

なお、提出された提案書類について、事務局が特に必要として指示する場合を除き、提出後の訂正、差替え、追加等は受け付けません。

①　Ａ３判（横）とし、綴込みしていないものを提出してください。
（ただし、上記のとおり、Ａ３判（縦）で可とするものがある。）

②　Ａ３判（横）に適宜記載し、用紙右上に項目、右下にページ番号として項目番号を記載し、一つの項目が複数枚ある場合は枝番号を付してください。（下図参照）

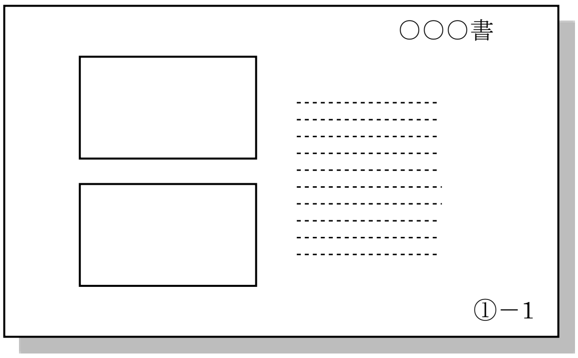


③　提案書類の内容が満たされていれば図形、絵などを用いて自由に記載してよいものとしますが、枚数はできるだけ少なくしてください。

④　提案書類は、下記⑤に記載するもののほか、これを PDF 形式ファイル（これと異なるファイル形式を本要項で指定するものについては、当該ファイル形式）として、これらファイルを書き込んだ CD-ROM 又は DVD-ROM を提出してください。正本と副本は、別ファイルとしてください。

⑤　買取希望価格提案書（様式集様式 15）は、Ⅱ４⑷の参考価格以上の提案価格を記載し、提案者名を表書きした封筒に入れて封印した後、次図のとおり社印等により割印をして提出してください。

裏面

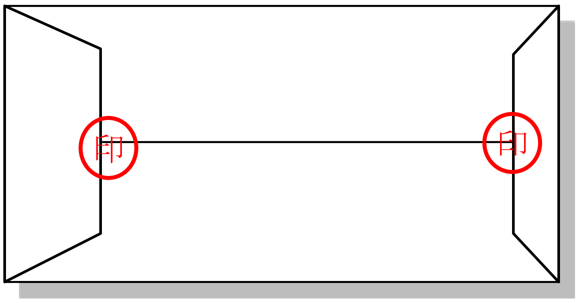


⑸　**提案に当たっての注意事項**

ア　提案は１者（１事業者グループ）につき１提案とします。

イ　本募集において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

ウ　提案書には目次を付けてください。

エ　本件への応募、書類の提出等に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。

オ　応募者は「参加資格確認申請書」（様式集様式２）の提出をもって、本要項に記載した内容を一切の異議なく承諾したものとします。

## ７　提案の辞退

参加資格申請書類を提出した者が辞退する場合は事務局へ「辞退届」（様式集様式 17）をⅢ６⑵の提案書受付期間内に提出してください。辞退届の提出後は、本募集に参加できません。

# Ⅳ　提案の審査

## １　選定委員会

提案の審査は、主催者が設置する選定委員会が行います。選定委員会は、有識者等で構成し審査結果の通知に併せて委員名を公表します。

## ２　プレゼンテーション及びヒアリング

審査に当たり、提案の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する予定です。

なお、プレゼンテーション等の日程、場所、実施方法等については、提案の受付終了後に提案者に対し、連絡します。

## ３　提案の無効

以下に該当する提案は無効とします。

⑴　提案書に不備があるもの

⑵　Ⅰ事業予定者募集の趣旨に掲げる機能の導入について、「提案概要書の様式」（様式集様式９）の提案機能のいずれも「□」で囲まれていないもの。

⑶　Ⅱ４⑵に掲げる用途に関する条件を遵守しないもの

⑷　Ⅳ４⑵ウに該当するもの

## ４　評価基準等

評価は、選定委員会が行います。

⑴　**評価基準・評点**

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | |
|---|---|---|---|---|
| 事業計画 | | | | |
| | 事業コンセプト | ① Ⅰ事業予定者募集の趣旨や県が推進する施策の方向性と合致し、県全体の経済や地域の活性化に向けて、魅力的なコンセプトが提案されており、明確かつ具体的に説明されているか。 | 20 | 400点 |
| | 事業の効果 | ① 事業による雇用創出や集客の効果等が具体的に示され、経済や地域の活性化につながる効果が期待できるか。<br>② 広島県における経済波及効果が期待でき、かつその波及効果の根拠が明確に示されているか。<br>③ 東広島市や周辺市の行政施策と連携がとれる提案となっているか。<br>④ 周辺の施設や環境を活かし、地域全体の魅力向上につながる提案になっているか。 | 150 | |
| | 環境への配慮 | ① 地域の生活・事業環境の保全に配慮した計画となっているか。<br>② 環境負荷の低減に配慮した計画となっているか。<br>③ ユニバーサルデザインに配慮した計画となっているか。 | 50 | |
| | 事業の実現性・継続性 | ① 事業のスケジュール及び内容が具体的に示されているか。<br>② 事業計画と収支計画との整合が図られているか。<br>③ 事業リスクを明確に抽出、把握し、そのリスクに対する対応策等が示されているか。<br>④ 提案されるコンセプトを実現でき、また、長期にわたって安定的に運営ができる計画・体制となっているか。 | 100 | |
| | 事業計画の妥当性 | ① 事業の内容が、法令に適合したものとなっているか。<br>② 災害時における電源確保、緊急物資の保管など非常時における機能維持に資する計画となっているか。 | 30 | |
| 事業主体の適格性 | | ① 経営状況が安定し、計画の実現に必要な資金調達能力があるか。<br>② 当該地区と同規模の事業実績があるなど、適切な事業実施への期待ができるか。 | 50 | |
| 提案価格 | | | 100点 | |
| 公募対象地の一部を提案対象地とする場合の残地評価 | | 公募対象地の一部を提案対象地とする場合に提案対象地を除く残地が２以上の区域に分割され、かつ個別の残地のうちに、その残地が今後の利活用を著しく困難とする程度に小さい面積又は不整な形状となるような場合は、当該提案を不適とし、又は当該区域も提案対象地に含めることを事業予定者決定の条件とする意見を付することができることとします。 | ― | |
| 合計 | | | 500点 | |

### ⑵ 評点の算出方法

ア　合計 500 点を満点として採点を行います。(事業計画と事業主体の適格性の評点 400 点＋価格評点 100 点)

イ　採点は、評価項目ごとに各委員が行い、委員の平均点（小数点第１位以下は四捨五入する。）を採用します。

ウ　いずれかの評価項目（提案価格を除く）において、配点の平均点が満点の４割に満たない評価項目がある提案は、選定しない

エ　得点が同点となった場合は，次の方法により順位を決定します。

（ア）　「事業計画と事業主体の適格性」の得点が高い者を上位とします。

（イ）　（ア）が同点の場合は、「事業の効果」の得点が高い者を上位とします。

（ウ）（イ）が同点の場合は、抽選により上位を決定しますが、その方法は選定委員会で協議して決定することとします。

### ⑶　価格評点の算出方法

提案価格に関する評点は、次により算出します。

地区Ａの価格評点＋地区Ｂの価格評点（100 点満点）

・地区Ａの価格評点（30 点満点）＝30 点×（提案価格／参考価格）／ N maxA×（Ａ／Ｂ）

N maxA ＝ 地区Ａに係る全提案のうち（提案価格／参考価格）の最も高い数値
Ａ ＝ 地区Ａの提案対象地の面積（整数値）、Ｂ＝地区Ａの公募対象地の面積（整数値）

・地区Ｂの価格評点（70 点満点）＝70 点×（提案価格／参考価格）／ N maxB×（Ｃ／Ｄ）

N maxB ＝ 地区Ｂに係る全提案のうち（提案価格／参考価格）の最も高い数値
Ｃ ＝ 地区Ｂの提案対象地の面積（整数値）、Ｄ＝地区Ｂの公募対象地の面積（整数値）

※1　提案者ごとに、参考土地価格との比率を算出し、最も高い数値となったものをＮ max とします。N max は地区Ａ及び地区Ｂごとに決定します。

※2　価格評点は、地区Ａ、地区Ｂごとに、上記価格評点計算式にしたがい連乗連除した値を小数第１位で四捨五入して得た整数値とします。

※3　価格は、1 ㎡当たり単価とします。

※4　提案対象地の面積は、提案対象地として特定した土地について、公募対象地の面積は、当該地区すべての土地について、物件説明書で示す地積の合算値の整数部とします。ただし、一筆の一部を提案対象地とする場合は、当該筆に限り、Ⅲ６⑷イ②により示される面積によります。

※5　地区Ａ、地区Ｂの価格評点の満点は、100 点を公募対象地面積のうち地区Ａ、地区Ｂの占める割合で按分（パーセント値を小数第１位で四捨五入）したものです。

### ⑷　合格点の設定

事業計画と事業主体の適格性の評点（配点 400 点）が６割（240 点/400 点）を超える提案者がいない場合は、事業予定者は「該当者なし」とします。また、提案者が１者の場合であっても、事業計画と事業主体の適格性の評点（配点 400 点）が６割（240 点/400 点）を超える場合には、その提案者を事業予定者とします。

### ⑸　複数の提案者間の競合関係

提案者の全員が公募対象地の一部を提案対象地とする場合において、ある提案者の提案対象地が、他の提案者の提案対象地と重複しない場合は、原則として、当該ある提案者は当該他の提案者とは独立して、これを事業予定者とするかどうかの評価を行うこととします。

**【例】**

提案者甲の提案対象地がα、提案者乙の提案対象地がβ、提案者丙の提案対象地がγ（αとβは一部が重なる。γはα・βのいずれとも重ならない）である場合、提案者丙は、提案者甲・乙とは提案地が重複しないので、丙の評価においては、甲・乙とは切り離した一者提案者として評価する（ただし、甲乙丙の提案内容に相互に影響する内容がある場合は、この限りでないものとし、県が丙を甲乙と切り離して評価するかどうかを判断する）。提案者甲及び乙は競合関係が発生するので、競争者として評価する。

以上の結果として、本件につき複数の事業予定者が決定することがある。

### ５　応募者等の失格

参加資格確認結果の通知後、審査結果の公表の日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者は失格とします。

⑴　提案書の提出期限に遅れた者

⑵　審査結果に影響を与える不正な行為を行った者

⑶　参加資格確認申請書及び提出図書等に虚偽の記載をした者

⑷　Ⅱ６⑵ウに掲げる者に該当することになった者

⑸　その他本要項に違反すると認められた者

### ６　審査結果の通知

事務局から、提案者（事業者グループの場合は代表法人）に対して、令和８年 10 月上旬（予定）に「東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者の審査結果通知書」（様式集様式 16）により通知します。

なお、審査結果に関する問い合わせ、異議等については、一切応じられません。

### ７　事業予定者の決定

選定委員会の審査結果に基づき、県が事業予定者を決定し、次点の者を次点事業予定者とします。

## Ⅴ　事業予定者決定後の手続

### １　基本協定

#### ⑴　基本協定の締結

事業予定者は提案した事業計画に基づく事業の実施についての基本的事項を定める基本協定書を県と速やかに締結し、土地売買契約の締結に向けて、協議を開始します。なお、事業予定者がグループの場合は代表法人及び構成員全てと締結します。

#### ⑵　基本協定書の主な項目

ア　事業計画に基づく事業の実施に関する事項

イ　土地売買契約の締結に係る事項

ウ　基本協定の有効期間、変更及び解除に関する事項

エ　秘密保持

オ　権利義務の譲渡

カ　その他必要と認める事項

#### ⑶　事業計画の変更

事業予定者の決定後、法制度の改正などやむを得ない理由により、提案した事業計画

を変更する必要が生じた場合は、事業予定者は県に対し、提案趣旨を損なわない範囲での変更を申し入れることができることとします。また、事業内容の向上等を目的とした変更については、事業予定者はこれを県に対して提案することができますが、変更の可否は、県において判断します。

また、県は、公共公益上必要と認めるものについて、合理的な範囲内で、事業計画の変更を、事業予定者に対し申し入れることができます。

⑷　事業予定者の辞退

県が、合理性を欠く理由による事業予定者の辞退等に基づき、基本協定を解除した場合、事業予定者は県に対し、違約金を支払うものとします。また、県が違約金の額を超える損害を受けた場合、県は、事業予定者に対しその損害賠償を請求できるものとします。

⑸　契約協議

ア　基本協定締結後、基本協定に規定する期日までに、事業予定者と県との間で土地売買契約の締結に至らない場合又は事業予定者がⅡ６⑵ウに掲げる者に該当することになった場合は、事業予定者の決定を取り消した上で、次点事業予定者を事業予定者に繰り上げ、基本協定を締結の上、契約協議を開始します。

次点事業予定者の繰り上げによっても契約締結に至らない場合は、本件公募において選定された事業提案は無しとします。

イ　これらの場合において、事業予定者等に損害が生じた場合、その損害はその者の負担とします。

ウ　なお、土地売買契約の締結期日について、県がやむを得ないと認めるときは、期日を延期する場合があります。

## ２　土地売買契約等

⑴　土地売買契約に係る停止条件について

土地売買契約については、売買の対象となる提案対象地の面積の合計が 20,000 ㎡以上かつ売買代金が 70,000,000 円以上となる場合にあっては、地方自治法第 96 条第１項第８号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年広島県条例第 29 号）第３条の規定に基づき、広島県議会の議決を得ることを停止条件として付すものとします。

このため、停止条件付土地売買契約となった場合は、県議会の議決を得ることにより、契約が発効します。（県議会において否決された場合、この停止条件付土地売買契約は無効となります。）

なお、県議会の否決により本契約の発効に至らなかった場合においても、停止条件付土地売買契約書に貼付した収入印紙代等、県議会で否決されるまでに当該契約に関して事業予定者が要した費用、その他事業予定者に生じた損害については、事業予定者の負担とします。

【参考】

○　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第三条　地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払

い（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

**⑵　契約価格**

土地売買契約の１㎡当たり単価は、提案対象地及びその面積が確定した後に、地区別の契約価格を算出し、地区Ａ及び地区Ｂそれぞれの地区別の契約価格を合算したもの（円未満の額は切り捨てる）を契約価格とします。

契約価格＝
（Ａ地区の１㎡当たり単価×Ａ地区の提案面積）
＋（Ｂ地区の１㎡当たり単価×Ｂ地区の提案面積）

１㎡当たり単価＝提案価格

**⑶　筆の一部を提案対象地とした場合の売却対象部分の確定**

筆の一部を提案対象地とした場合、事業予定者は、自らの負担と責任において、県が広島法務局東広島支局に対して当該提案対象地の分筆登記嘱託を行うために必要な境界確定測量を実施し、その成果品（分筆登記嘱託書に添付を要する土地所在図、地積測量図、実地調査報告書及び隣接地との境界確定協議書を含む。）を県に提出するものとします。

**⑷　契約保証金**

事業予定者は、契約の発効後、県の請求に基づいて売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとします。なお、契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
また、契約保証金には、利息を付さないものとします。

**⑸　土地売買契約の主な特約事項**

土地売買契約には、次の特約事項を付しますので、これらの定めに従ってください。

ア　提案書に基づき、事業予定者と県との協議により決定する期間内（契約発効後、概ね５年以内を想定）に土地の全部又は一部について、提案内容に基づく用途（以下「指定用途」という。）での供用を開始しなければなりません。ただし、本件土地のき損その他やむを得ない理由により指定期日までに指定用途に供することができない場合は、県に対し、指定期日の延期を書面により申請することができるものとします。

イ　土地は、上記アの供用開始後、10 年間は指定用途に供するものとし、県の承諾なく、他目的での利用及び用途指定に係る関係者以外の第三者への転売・転貸等を禁じます。ただし、提案時において、事業の性質上、第三者への売却が必要とされる事業計画として選定委員会が認めたものについては、「転売」に該当しないものとします。

なお、この場合、事業予定者は、県と締結する土地売買契約に定める義務および制限を売却の相手方に遵守させる責任を負うものとします。具体的には次のとおりとします。

・事業予定者は、県との契約条件（用途指定期間中の土地利用制限、禁止用途の禁止、県の承諾なく行った第三者への転売・転貸の禁止等）を遵守するために必要な条件を売買契約書に盛り込むものとします。
・県は、事業予定者と売却の相手方との契約関係には立ち入らず、また売却の相手方に対して直接的な監督・指示は行いません。
・万一、売却の相手方の行為により県との契約条件に違反があった場合、その責任及びその是正は全て事業予定者が負うものとします。

以上の内容を踏まえ、事業予定者は、分譲の相手方の管理や売買契約の条項等において、県との契約を履行するために必要な措置を適切に設定・運用する必要があります。

ウ　上記ア及びイの条件の遵守状況を確認するために、随時、施設の利用状況等について、実地調査を行うことがありますが、正当な理由なく、調査を拒み、妨げ、又は忌避してはなりません。

エ　上記ア、イ及びウの特約に違反した場合は、違約金を支払うものとします。

オ　売買の対象となる提案対象地は、地積（この要項の物件説明書で記載する地積）により売却することとし、地積と実測面積が異なる場合があっても、本県では理由又は名目の如何を問わず、履行の追完の請求、売買代金の減額、土地売買契約の解除、測量・登記費用等の負担及び損害賠償の請求等には応じません。

カ　売買契約対象物件について、契約締結日から引渡の時までにおいて、県の責めに帰すことができない理由により、当該物件に滅失、損傷等の損害が生じた場合、その損害は事業予定者の負担とし、契約の解除はできないものとします。

#### ⑹　事業実施者の決定

事業予定者は、契約の発効をもって、事業実施者となります。

#### ⑺　所有権移転

契約発効後、事業実施者は県の指定する方法で指定する期日までに売買代金を支払うこととし、完納された時点で所有権が移転するものとします。売買代金完納後、県に対して所有権移転登記を請求してください。

なお、所有権移転登記等に要する費用は、事業実施者の負担とします。

#### ⑻　土地引渡し

所有権の移転手続が完了した時をもって、現状有姿で土地を引き渡します。なお、売買代金完納後、事業実施者を義務者として課される公租公課等は、事業実施者の負担とします。

#### ⑼　契約の解除

Ⅱ４⑵の用途に関する条件及び上記⑸ア及びイについて、契約違反があった場合は、県は、催告なしに直ちに契約を解除することができます。

#### ⑽　その他

この要項に定めるもののほか、県の財産管理に関する諸規程に規定するところによります。

### ３　費用負担

土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税及び公正証書作成の費用など契約手続に要する費用、並びに契約の履行に関して事業実施者が要する一切の費用は、事業実施者の負担とします。

なお、Ｖ２⑼による契約解除の場合も、事業実施者に生じた一切の費用及び損害は、事業実施者の負担とします。

## Ⅵ　その他留意事項

１　本募集要項に記載していない事項は、Ⅲ５⑶に記載のとおり、質問に対する回答をもって本募集要項の追加又は修正とします。また、本募集を行うため必要な事項が生じた場合は、別途、主催者が選定委員会と協議の上、定めます。その内容は、応募者（事業者グループの

場合は代表法人）へ通知します。

２　問い合わせ先

Ⅱ２⑶の事務局にお問い合わせください。

## Ⅶ　本募集の募集期間終了後の提案

県は、本募集による公募対象地の売却後も、なお公募対象地の残余がある場合は、本要項に基づく事業実施者の決定後においても、当該残余地について本要項に基づく提案がある者の提案を受け付けるものとします。提案がある者は、Ⅱ２⑶の事務局にお問い合わせください。なお、提案の審査その他の取り扱いは、本要項による提案の例によります。